製品安全の現状
～改正消費生活用製品安全法の施行の意義～

Ⅰ．製品安全行政のミッションとは

Ⅱ．改正消安法の背景と概要

Ⅲ. 製品安全文化の醸成に向けて

Ⅳ. 市場出荷後の安全対策の強化に向けて

平成１９年７月２４日

Ⅰ-1　製品安全行政のミッション：製品事故を減らすこと

○産業事故、交通事故が減少傾向を示す中で、報告される製品事故件数は増加

○要因として
- 製品の機能の高度化や使用形態の多様化
- フェイルセーフに慣れきった消費者の製品の危険性に対する認識の希薄化
- 社会の関心の高まりによる報告案件の増加
- 製造事業者が、安全性よりも製品の高度化やコスト削減を相対的に優先しがち

○再発防止と未然防止、事後規制と事前規制

Ⅰ-２　報告された事故件数の年度別推移

電気製品、燃焼器具の事故が大半を占める状況

Ⅰ-3　製品安全4法の体系

○平成11年改正において、製品安全4法の体系を極力整合化
- 消費生活用製品安全法
- 電気用品安全法
- ガス事業法
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

○製造、輸入事業者に責任を負わせる体制

Ⅱ-1　今回の消安法改正について

○パロマ工業製ガス瞬間湯沸器の事故では、28件の事故のうち、製造事業者であるパロマ工業から国に報告されていたのは2件のみ。

○シュレッダーによる幼児の指切断2件の事故では、輸入事業者からは国に報告が行われず。

パロマ事故の概要

(1) 概要

○パロマ工業が昭和55年から平成元年までに製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器について、昭和60年から平成17年までに、28件の一酸化炭素中毒事故が発生し、21名が死亡。

○一部の事故には、安全装置の改造がなされたことから不完全燃焼に至り、一酸化炭素中毒事故が発生したとみられるものが報告されている。

(2) 経済産業省の対応

○原因究明のため、報告徴収を行い、当該事故に関連する事項について、同社の報告を求めた。

○パロマ工業及びパロマ工業関連施設に対し、立入検査を実施した。

○これらの原因究明調査の結果、経済産業省は、安全装置の故障に伴い不正改造が行われやすいという「欠陥」があったと認定し、平成18年8月28日に、パロマ工業に対して、厳重注意を行うとともに、消費生活用製品安全法第82条に基づき緊急命令を発動し、パロマ工業の点検・回収作業の加速等を命じた。

シュレッダー事故の概要

(1) 概要

○平成18年3月10日、静岡県内の自宅において幼児が誤って両手をシュレッダーに巻き込まれ、指9本を切断（輸入元：アイリスオーヤマ）。

○平成18年7月15日、東京都内の自宅において、幼児が誤って左手を巻き込まれ、小指と薬指の一部を切断（輸入元：カール事務器）。

(2) 経済産業省の対応

○社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会及び社団法人全日本文具協会に対し、事故の発生状況等の調査を要請。その結果、家庭におけるシュレッダーによる幼児の指切断事故について、新たに3件が判明した（うち2件はナカバヤシ、1件は富士ゼロックス）。

○業界団体に属していない企業に対しても、同様に事故発生の有無等を調査したところ、家庭におけるシュレッダーによる幼児の指切断事故はなかった。

○シュレッダーの電気用品安全法の技術基準を改訂した。

Ⅱ－２　今回の改正のポイント

今回の改正は、消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を新たに設け、製品事故の再発防止を図ろうとするもの。

（事故情報の収集と公表）

- ✔消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣に報告しなければならない。
- ✔主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。
- ✔消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。
- ✔消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者又は小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に提供するよう努めなければならない。

（事故の再発防止対策）

- ✔消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。
- ✔消費生活用製品の小売販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。

Ⅱ－３　重大製品事故情報の報告・公表制度の流れ

重大製品事故発生

小売販売事業者･修理事業者･設置工事事業者による事故通知。

（通知）

製造事業者･輸入事業者の事故報告義務

①消費生活用製品の名称及び型式、②重大製品事故の内容、③製造･輸入･販売数量、他

→ 消費者への情報提供

（重大事故を知った日から10日以内）

消費者等により、消費生活用製品の安全性の確保に係る措置を申出。

（申出）

主務大臣（経済産業大臣）による公表

製品起因であると疑われる事故は、直ちに①事業者名、②機種･型式名、③事故内容等を記者発表し、ウェブサイトでも公表等。

（指示）→ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）による調査。

（必要に応じて）

販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う危害防止措置に協力。

（協力）

主務大臣（経済産業大臣）による命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製品回収等の**危害防止命令**等を、報告義務不履行に関しては**体制整備命令**を発動。

（命令違反）

罰　則

II－4　製品事故と重大製品事故

○消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかであって製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの

①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれのあるもの

重大製品事故　：　危害が重大なもの

①・死亡事故
・重傷病事故（30日以上の治療）
・後遺障害事故
・一酸化炭素中毒事故

②火災（消防が火災として確認したもの）

火災の定義：人の意図に反して発生し若しくは拡大し又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であってこれを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの。

（注）法第１条：この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

Ⅱ-5　改正に当たっての考え方

消費生活用製品全体の重大事故を報告義務の対象

○他法令で厳格に規制がかけられている製品を除く全ての製品に係る重大事故を対象。(ネガティブリスト化)

○技術革新により新たな製品が製造・輸入され事故が発生した場合でも後追い対応にならないようにするため。

疑わしい重大事故は報告義務対象(非対象を限定化)

○製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故

(1)自動的に製品事故から除外されるもの

①製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合（例：包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、大けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しない。）

②製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合（例：自転車という製品を使用中に、背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しない。）

(2)除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断しなければ判断できないもの

一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて、個別に判断を行うこととしている。

○報告義務の対象とＰＬ責任の峻別

今回の事故報告制度においては、報告の対象となることと製品の欠陥があることとは直結しておらず、製造事業者又は輸入事業者が行政庁への事故報告を行った事実をもって、直ちに、民事上又は刑事上の何らかの責任を負うことにはならないと解するべきである（産業構造審議会製品安全小委員会答申から抜粋）

（注）日本標準商品分類上の大分類で、「消費生活用製品」に該当しうるものは以下のとおり。

「５．情報・通信機器」コンピュータ、電話機、プリンター　等　６３３品目
「６．その他の機器」冷蔵庫、ビデオデッキ、時計、のこぎり　等　１，９３２品目
「８．生活・文化用品」調理器具、寝具、浴槽、スポーツ器具、文具　等　２，８７９品目
合計　５，４４４品目（標準商品分類全体の品目数　１３，７５７品目）

Ⅱ-６　製造、輸入事業者に対する義務

重大製品事故が生じたことを知ったときは、発生の事実を知った日から起算して１０日以内に製品の名称、事故の内容等を経済産業省に報告しなければならない。

製造･輸入事業者に対する責務

情報収集･提供

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう務めなければならない（法第３４条第１項）。

再発防止努力

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない（法第３８条第１項）。

Ⅱ－７　販売事業者・修理事業者又は設置工事事業者の責務

販売事業者

◆小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。（法第３４条第１項）

◆加えて、小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。（法第３４条第２項）

◆販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置について、当該製品の販売停止、在庫情報の提供等を通じて、当該措置に協力するよう努めなければならない。特に、危害防止命令（法第３９条）等が発動されている場合は、販売事業者は製造事業者等に協力しなければならない。（法第３８条第２項及び第３項）

修理事業者

◆修理事業者は、その修理に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。（法第３４条第２項）

設置工事事業者

◆設置工事事業者は、その設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。（法第３４条第２項）

Ⅱ－８　改正消費生活用製品安全法の公表について

製造事業者･輸入事業者の事故報告
（消安法第３５条第１項及び第２項）

報告の対象外は除外。

①重大製品事故は、ガス･石油機器によるものか。

- ガス・石油機器 → 事業者名、機種･型式名、事故の内容等を公表。（記者発表及びウェブサイト）
- ガス・石油機器以外 → ②へ

②重大製品事故が製品に起因して生じたものか。

- 製品に起因して生じた事故。 → 事業者名、機種･型式名、事故の内容等を公表。（記者発表及びウェブサイト）
- 製品に起因して生じた事故か不明。 → 第一ステップ：事故の概要のみを公表。（記者発表及びウェブサイト） → 更なる事故調査･原因分析 → ③へ
- 製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。 → 除外

③重大製品事故が製品に起因して生じたものか。

- 製品に起因して生じた事故。 → 第二ステップ：事業者名、機種･型式名、事故の内容等を公表。（記者発表及びウェブサイト）
- 製品に起因して生じた事故か、依然として不明。 → 第二ステップ：第三者委員会の審議を経て、事業者名、機種･型式名、事故の内容等を公表。（ウェブサイト）
- 製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。 → 除外

Ⅱ－９　運用に当たっての考え方

正直に報告した者が報われる運用にしていくため、報告懈怠が疑われる場合等に対しては、厳正に対応

報告懈怠が見られる場合 → 報告徴収 → 報告徴収される事故内容は、事故原因の如何にかかわらず、メーカー名を含めて直ちに公表 → 悪質な報告**懈怠が認められる場合** → 体制整備命令 → 体制整備命令違反が疑われる場合 → 必要があれば報告徴収 → 命令違反が認められる**場合** → 罰則の適用

Ⅱ－１０　事故情報公表の意義

事故リスクを有する製品を使用している消費者に対して、リスク情報を伝え、消費者がそのリスクを自ら回避できるようにすること

昨年７月以来の自主リコール　１４４件

電気用品	７９件
燃焼器具	１７件
家具・住宅用品	１６件
レジャー用品	１０件
身のまわり品	７件
台所・食卓用品	５件
乗物・乗物用品	５件
繊維製品	３件
乳幼児用品	２件

(注1)リコール件数は、再度社告を行った場合も含む。
(注2)平成19年5月31日現在。

昨年７月以来の当省プレス発表　３０件

電気用品	１７件
燃焼器具	７件
身のまわり品	３件
乗物・乗物用品	３件

(注1)プレス発表は、再社告及び注意喚起も含む。
(注2)平成19年5月31日現在。

輸入事業者不存在の例

○輸入事業者が実質不存在となった製品での相次ぐ事故について、経産省が消費者に対してリスクを周知するためプレス発表。

○販売事業者が自主的な回収に取組みを開始

Ⅱ－１１　今回の改正の趣旨

○ 事業者は、安全な製品を供給することにより、製造・輸入・販売した製品を消費者が安全に使用して豊かな生活を享受することを目標にする企業理念を基本として経営がなされるべき。

○ したがって、製品事故の再発・拡大防止に事業者が積極的に取り組むことが必要。

○ かかる観点から、重大事故報告の義務化のみならず、各種責務規定を導入。

○ また、ヒヤリハットを含め軽微な事故情報について、NITEに報告するよう求める通達を同時に発出。

Ⅲ－１　製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン（製品安全自主行動指針）

１．目的

・製品安全の確保に向けた事業者自らの自主的かつ自律的取組を促すため、事業者における基本的な行動のあり方を製品安全自主行動指針として示すこと。

・製品安全自主行動指針を参考にして、事業者や業界団体が製品安全自主行動計画を策定・実践することを通じて、製品安全を事業活動における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図ること。

２．概要

（１）対象事業者

製造事業者、輸入事業者、修理・設置工事事業者、販売事業者の４事業者分類毎に製品安全自主行動指針を策定・提示。

（２）製品安全自主行動指針の構成

①経営の基本方針に「消費者重視、製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉としてその方針を具体化したメッセージを社員に発するなど企業トップの意識のあり方について提示。

②製品事故等の情報について、積極的に収集する体制を整備し、収集した情報を迅速に消費者に開示しつつ社内外の関係者と共有・共用するなど情報の収集・開示のあり方について提示。

③製品回収対応マニュアル（注）の整備等、製品回収等への取組のあり方について提示。

（注）製品回収対応マニュアルについては、更に具体的な対応例等を示すため、東京大学法学部廣瀬教授を委員長とする委員会において「リコールハンドブック」を取りまとめ中。７月中には成案を得て、公表する予定。

３．策定の経緯等

①産業構造審議会製品安全小委員会（委員長；宮村鐵夫中央大学教授）において審議。

②個別企業が自主行動計画を策定し、実践することを期待しているが、業界団体としても製品自主行動計画の策定しているのは、（財）家電製品協会、（社）日本ガス石油機器工業会、（社）日本貿易会、（社）百貨店協会、家電量販店懇談会。

③（社）日本経済団体連合会においては、製品安全自主行動指針策定を踏まえ、企業行動憲章の一部改訂。

４．今後の普及に向けた取組

製品安全自主行動指針に提示された項目を具体化して製品安全に対して積極的に取り組み、かつ、消費者からも高く評価された企業に対して、大臣表彰する予定。実施時期は、１１月の「製品安全総点検週間」を予定。

Ⅲ－２　製品安全文化を醸成するための事業者や消費者の役割

〇事業者にあっては、関連法令に定められた義務等を遵守するのみならず、社会の中で活動する主体としてその自覚を高く持ち、消費者の安全確保の視点に立った活動を展開することが重要である。過去の事故事例を見るまでもなく、事業者が消費者からの信頼を築くには長期間を要するのに対し、一つの製品事故がその信頼を失墜させることにつながるものであることを念頭に置いて経営がなされるべきである。

〇また、消費者においても、製品選択の際に、価格のみに着目するのではなく、製品安全に対して前向きに取り組む事業者の製品を選択するとともに、選択した製品を常に安全に使用するための使用方法の確認、点検等を自ら行うなど、製品使用者としての責任を常に自覚することが期待される。

〇かかる社会的枠組みの下、製品安全に前向きな事業者が消費者からの支持を受けて一層業績を向上させ、その結果、その事業者が新たな財・サービス、付加価値を創造するという好循環が形成されることが期待される。このような好循環は、事業者、消費者を含め国全体が製品安全に対して継続的かつ前向きに取り組んでいくというインセンティブになるものであり、いわゆる「製品安全文化」と呼べる新たな価値観の醸成へとつながるものと期待される。

「消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して」
平成１８年１２月産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会より抜粋

○ 昨今のガス湯沸器等の重大製品事故を踏まえ、市場出荷後の製品事故の拡大防止措置については、改正消費生活用製品安全法に基づく　重大製品事故の報告・公表制度（原則全ての消費生活用製品が対象（約５０００品目））の創設により大きく前進。

○ さらに、一部のガス機器や電気用品等において、長期使用時の経年劣化による重大製品事故が多数発生していることを踏まえ、今後は、これらの製品について市場出荷後の経年劣化等による事故の未然防止措置を強化することが必要。

Ⅳ－２　事業者による消費者の保守・管理サポート制度の創設

【設置・組込型のガス・石油・電気製品等で消費者による保守・管理が難しく、長期使用時に潜在的危険性のある製品】

・消費者による保守・管理が難しく、燃焼系・高出力系といった潜在的危険性がある製品については、所有者たる消費者による保守・管理について製造事業者等、販売事業者がサポートする仕組みを構築することを検討。

（1）消費者への保守・管理に必要な情報の提供

・製造事業者等は、製品・説明書に、保守・管理上重要な情報（設計耐用年数、点検推奨時期、重要部品保有期間等）を明示する。

・販売事業者は、指定製品であること、保守・管理上重要な情報を記した書面を消費者に交付する。

（2）消費者による点検要請への応諾

・製造事業者等は消費者から購入時に登録があれば、点検推奨時期にその旨の通知を行うとともに、要請に応じ、一定の技術基準に基づいて点検を行う。あわせて消費者の要請により整備等を実施する。

	①重大製品事故件数（件）（2000～2006年度）	②残存台数（千台）	③重大製品事故の発生確率（PPM）
・ガス瞬間湯沸器（開放式）	192	10,213	2.04
・FF式石油温風暖房機	26	2,735	1.28
・浴室換気乾燥機（電気乾燥機）	253	18,417	1.24
・・・	・・・	・・・	・・・

出典：「製品ライフサイクル全体の安全確保の強化に向けて」（産業構造審議会製品安全小委員会　中間とりまとめ（案））より抜粋

情報提供のイメージ】

【設計耐用年数】
20・・年

【点検期間】
20・・年～20・・年

【重要部品保有期間等】
この製品の安全上重要な部分に係以下の部品の保有期間は○年です。

Ⅳ－３　関連事業者の役割
（産業構造審議会製品安全小委員会中間とりまとめ抜粋）

○既販品に対する取組への期待

①既販品についても推奨される点検時期についての十分な周知活動や点検料金の明示により消費者の点検意識を高めること

②既販品について、消費者からの点検要請があった場合には、指定製品のみならずそれ以外の機器についても真摯に対応できるだけの体制を整備すること。

③異なる事業者によって製造された機器であっても点検できるように、可能な場合には、業界としての資格制度を創設するなどして、消費者側の利便性に資するものとすること

○所在情報把握における期待

リコールに至らないような場合であっても、製造事業者等が事故の未然防止を図るため消費者に連絡して訪問点検しようとする際に、販売事業者等が有している消費者の個人情報の提供を受ける必要があるとき等に、どのような要件を満たせば個人情報保護上の「本人の同意なくして第三者に提供できる場合」に該当するのかを明確にするべく検討を進める必要がある。

Ⅳ－４　中古品安全・安心確保プログラム

【電気用品等市場の伸長著しい中古品】

・市場出荷後の製品のうち、一度使用された製品が再び販売される中古品については、消費者の安全・安心を確保するための取組を行う事業者を中心とした業界自主プログラムの策定・普及を支援し、中古品販売段階での安全・安心確保の取組等を推進することを検討。

＜中古品販売に関するガイドライン（案）＞
・外観、通電、絶縁等の点検の実施
・保証期間の提示
・点検責任者、検査機器の装備
・リコール品の販売禁止
・取扱説明書の添付
・認証中古品販売事業者の表示等

図　中古電気用品の年間商品販売額の推移（推定値）